

8. 調査の結果

8.1 大気等

8.1.1 調査事項

調査事項は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 調査事項（有明テニスの森）

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<p>[工事用車両に対するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・工事に際して、西側に工事用車両の出入口を設け、北側からの出入りは通学時間は極力避けることを検討する。 ・工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車設備を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める計画としている。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する計画としている。 ・施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する計画としている。 ・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。 ・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める計画としている。 ・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる有明アリーナ及び有明体操競技場を含む周辺事業者との情報共有を行う。 <p>[建設機械に関するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する計画としている。 ・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する計画としている。 ・建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める計画としている。 ・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める計画としている。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。 ・良質な燃料を使用する計画としている。 ・アイドリングストップの掲示等を行い、不必要なアイドリングの防止を徹底する計画としている。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導を行う計画としている。 ・大気汚染に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 ・上記のミティゲーションについては、その遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う計画としている。

8.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.1.3 調査手法

調査手法は、表 8.1-2 に示すとおりである。

表8.1-2 調査手法

	調査時点	工事の施行中とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とした。

8.1.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.1-3(1)及び(2)に示すとおりである。なお、大気等に関する問合せはなかった。

表8.1-3(1) ミティゲーションの実施状況(工事用車両)

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。	朝礼(写真8.1-1)等を通じて、運転者には、湾岸道路の使用など走行ルートの限定に関して事前指導し、大気への影響の低減に努めた。
・工事に際して、西側に工事用車両の出入口を設け、北側からの出入りは通学時間は極力避けることを検討する。	工事用車両の出入口は東側、西側及び北側に3か所設けた。北側の出入口については、通学時間帯である7時30分～8時30分の間出入り禁止とすることを、朝礼(写真8.1-1)等を通じて事前指導した。
・工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車設備を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める計画としている。	工事用車両の出車に際しては、タイヤ洗浄(写真8.1-2)を行うことにより、土砂・粉じんの飛散防止に努めた。
・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する計画としている。	可能な限り最新の低公害型の工事用車両(写真8.1-3)を採用するよう努めた。また、工事用車両の燃料については、良質な軽油、ガソリンの使用に努めた。 朝礼(写真8.1-1)等を通じてアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示(写真8.1-4)を行い、周知・徹底を図った。
・施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する計画としている。	朝礼(写真8.1-1)等で工事用車両の過積載を防止するよう指導を行った。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。	工程会議(写真8.1-5)等で工事用車両(主にダンプトラック、生コンクリート車等)の総量を事前に調整し、集中を避けた。
・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。	朝礼(写真8.1-1)等で工事作業員の通勤には公共交通機関を利用するよう指導を行った。
・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める計画としている。	工事用車両の出入口付近に、交通整理員を配置(写真8.1-6)し、一般歩行者の通行に配慮するとともに、適宜、歩道の清掃(写真8.1-7)に努めた。
・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる有明アリーナ及び有明体操競技場を含む周辺事業者との情報共有を行う。	有明アリーナ及び有明体操競技場建設事業の事業者と合同会議(写真8.1-8)において作業計画等について情報共有を行い、走行時間帯を調整し、工事用車両が一時的に集中することを防止した。

表 8.1-3(2) ミティゲーションの実施状況(建設機械)

ミティゲーション	実施状況
・排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する計画としている。	排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)(写真8.1-9)を使用した。
・工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する計画としている。	工事区域の周囲に高さ3.0mの仮囲いを設置(写真8.1-10)した。
・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する計画としている。	工程会議(写真8.1-5)等で作業計画を検討し、工事の平準化に努めた。
・建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める計画としている。	工事中車両(主にダンプトラック、生コン車等)の総量を調整し、集中を避けた結果、それらに連動する建設機械(バックホウ、クラムシエル、コンクリートポンプ車等)についても、集中稼働しない結果となった。 揚重作業やコンクリート打設等の一部の作業については、作業時間をずらすことで建設機械の集中稼働を避け、平準化を図った。
・最新の排出ガス対策型建設機械(第3次基準値)の使用に努める計画としている。	可能な限り第3次対策型の建設機械(写真8.1-11)の採用に努めた。
・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。	粉じんの飛散対策として、散水(写真8.1-12)、飛散防止シートの設置(写真8.1-13)、作業路盤への鉄板設置、毎日の鉄板上の清掃(写真8.1-14)を適宜実施する等の措置を行った。
・良質な燃料を使用する計画としている。	建設機械の燃料については、ガソリンスタンド等で販売されている燃料を購入することにより、良質な燃料の使用に努めた。
・アイドリングストップの掲示等を行い、不必要なアイドリングの防止を徹底する計画としている。	アイドリングストップの掲示(写真8.1-15)を行い、運転者へ周知・徹底を図った。
・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。	不要な空ぶかしの禁止等、朝礼(写真8.1-1)等の場で運転者へ周知・徹底を図った。
・建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。	建設機械の持込時の「重機受入検査」、毎日の始業前点検、毎週末の点検表ファイル確認、月例点検等を実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持、管理に努めた。
・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導を行う計画としている。	職長パトロール(写真8.1-16)や全体パトロール等によって環境保全のための措置の実施状況の確認を行い、朝礼(写真8.1-1)等を通じて指導を行った。
・大気汚染に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置(写真8.1-17)し、連絡先等を掲示した。
・上記のミティゲーションについては、その遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う計画としている。	工程会議(写真8.1-5)等でミティゲーションの徹底について指導を行った。



写真 8.1-1 朝礼での周知



写真 8.1-2 タイヤ洗浄



写真 8.1-3 低公害型の工事用車両



写真 8.1-4 車両アイドリングストップの掲示



写真 8.1-5 工程会議等



写真 8.1-6 交通整理員



写真 8.1-7 歩道清掃の状況



写真 8.1-8 合同会議



写真 8.1-9 排出ガス対策型建設機械の採用



写真 8.1-10 仮囲い



写真 8.1-11 排出ガス対策型建設機械の採用



写真 8.1-12 解体時の散水



写真 8.1-13 飛散防止シート



写真 8.1-14 散水車による鉄板上の散水



写真 8.1-15 建機アイドリングストップの掲示



写真 8.1-16 職長パトロール



写真 8.1-17 近隣窓口問合せ先掲示